

2017年 3月9日

財務省関東財務局  
水戸財務事務所長 殿

茨城県国家公務員労働組合連合会  
執行委員長 杉山 満  
筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会  
議長 長 瀬尾 茂美

## 公務員宿舎に関する要求書

政府、財務省は、「国家公務員宿舎の削減計画」（2011年12月）、「国家公務員宿舎使用料の見直し」（2013年12月）と福利厚生施設としての公務員宿舎の基本方針を転換し、数年での配転を余儀なくされる国家公務員への負担を強いています。「5類型」に属する職員には引き続き宿舎の貸与が認められますが、4月の新規採用や大量異動期を中心に全国の職場で宿舎確保が困難となっている実態の報告が相次いでいるほか、宿舎廃止の退居要請や単身赴任者の留守家族の退去要請など、制度改悪による影響が大きな問題となってきています。

私たちは、茨城県内の公務員宿舎の廃止が延長されることになれば、退去期限も延長して、廃止宿舎の入居者の負担を少しでも軽減されるとともに、入居者がいない宿舎が多くなることによる宿舎周辺の治安の悪化を防ぐ観点から改善を要求してきました。つくば地域では、廃止予定の国家公務員宿舎の入居率低下のため、宿舎の共益費が不足し共用設備、樹木整備等、宿舎の管理が困難な状況になっています。

つきましては、公務の職場の現状を鑑み、切実な生活実態と住環境を改善するため、下記の事項を貴職に求めますので、誠意ある対応をお願いいたします。

### 記

- 1 生活を直撃する宿舎使用料や駐車場使用料の引き上げを中止すること。
- 2 職員が安心して職務に専念できるように国家公務員宿舎の削減計画を見直して、必要な宿舎や駐車場を国の責任で確保すること。
- 3 老朽化した宿舎の修繕や耐震化は、早急に国の責任で行うこと。
- 4 公務員宿舎の廃止に当たっては、入居者に事前の説明を含めて、十分な情報提供を行い、職員の宿舎確保に障害が生じないように必要な対応を行うこと。また、廃止予定宿舎でも居住に支障のある箇所には、修繕を施すこと。
- 5 当局の都合により宿舎退去を余儀なくされる場合には、借り上げを含む代替宿舎を確保するとともに、原状回復や移転料は、当局負担とすること。
- 6 独立行政法人の職員の宿舎は、国の職員と同様の対応を行うこと。
- 7 国家公務員宿舎の入居できる5類型の取り扱いを廃止して、希望する職員のすべてに宿舎を貸与すること。
- 8 つくば地域をはじめ、廃止予定の国家公務員宿舎の入居状況を把握し、居住において共用設備等の管理での共益費負担増など入居者の過重な負担とならないよう必要な対応を講ずること。

以 上